

平成 19 年度食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件等の取扱いについて

平成 19 年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価を行う案件については、第 21 回企画専門調査会（平成 19 年 9 月 7 日）及び第 22 回企画専門調査会（平成 19 年 11 月 27 日）における審議結果を第 222 回食品安全委員会（平成 20 年 1 月 17 日）に報告し（参考資料 6－1）、同委員会で審議した結果、以下の決定がなされた。

1. 食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う候補とされた案件

- 食品（器具・容器包装を含む）中の鉛に関する食品健康影響評価
 - ・ 食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件とすることは、適切であるとし、意見交換会を行った上で、実施について決定する。

2. 情報提供すべきとされた案件等

案件名	今後の取扱い
○ こんにゃく入りゼリー	・ 厚生労働省においては、食物による窒息事故に関する調査を予定していることから、その状況等も含め国内外の情報収集に努める。 ・ こんにゃく入りゼリー等食べ物による窒息事故の防止について食品安全委員会のホームページでの情報提供を充実させるとともに、地方公共団体に対し、そのホームページの内容等の周知を図る。併せて、季刊誌及びメールマガジンによる情報提供等を行う。
○ 体細胞クローン牛 ○ 多肥栽培による葉物野菜中の硝酸塩 ○ 食器などのプラスチック製品に含まれるビスフェノールA ○ ポリスチレン容器から溶出するスチレントリマー ○ 複数添加物の相乗毒性 ○ 食品添加物パラオキシ安息香酸エステル類	Q & A を作成し、ホームページで公開する。
○ ヘテロサイクリックアミン	情報収集を継続する。
○ 有機ヒ素化合物（ジメチルアルシン酸）	情報収集した上で、無機ヒ素のファクトシートに追加する。

事 務 連 絡

平成19年10月12日

都道府県
各 指定都市 民生主管部局、母子保健主管部局 御中
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局総務課

「一口タイプのこんにゃく入りゼリーの事故防止対策」について

こんにゃく入りゼリーについては、高齢者や子どもが誤って飲み込んだことによる窒息事故等が頻発しているところである。

こうした状況を踏まえ、今般、全国こんにゃく協同組合連合会、全国菓子工業組合連合会、全日本菓子協会において、こんにゃく入りゼリーがお子様と高齢者の方には不適であること（食べてはいけないこと）が一目で分かるような警告表示を設ける等を内容とした別添の事故防止対策がとりまとめられ、公表されたところである。

各都道府県等におかれては、貴管内の市町村、児童福祉施設、老人福祉施設、関係団体等に情報提供し、食事の提供に当たっては、別添の内容を踏まえ事故を防止することについて、関係職員等に周知を行うよう要請する等の適切な対応をお願いします。

担当：雇用均等・児童家庭局総務課企画法令係

03-5253-1111（内線 7825）

※ 別添資料の内容についての照会は別添の照会先をお願いします。